

## 2019年 労働条件・労働福祉実態調査結果

愛知県では、県内企業における労働時間などの労働条件等を把握する「労働条件・労働福祉実態調査」を実施し、調査結果を取りまとめましたので、お知らせします。

### 【ポイント】

- 1 年次有給休暇の取得率は57.3%で、調査開始（2011年）以来、過去最高を更新。
- 2 労働時間の短縮に向けた取組を実施している企業の割合は60.9%で、昨年調査結果から12.0ポイント上昇。年次有給休暇に関する取組では、取得促進（58.7%）が最も高く、続いて、時間単位取得制度の活用（44.1%）、計画的付与制度の活用（37.5%）であった。  
また、男性の育児休業取得率は5.0%で、厚生労働省が実施した平成30年度雇用均等基本調査結果（6.16%）を下回った。
- 3 メンタルヘルス対策に取り組んでいる企業の割合は58.3%で、前回調査した2016年から4.6ポイント低下。ストレスチェックを実施した企業（55.7%）のうち、所属単位ごとの結果分析を実施した企業の割合は74.0%で、2016年から22.4ポイント上昇。（注）職場のメンタルヘルス対策に関する前回調査は2016年に実施。

### 【調査結果の概要】

- 1 労働時間・週休制・年次有給休暇の状況 ※（ ）内は昨年の調査結果
  - 1日の所定労働時間 7時間47分（7時間48分）
  - 週の所定労働時間 39時間18分（39時間22分）
  - 変形労働時間制 採用している企業 61.5%（61.9%）
  - 何らかの週休2日制以上 適用される労働者 95.7%（95.3%）
  - 年間休日総数 110.6日（109.6日）
  - 年次有給休暇 取得日数9.6日（9.0日）／取得率 57.3%（52.0%）
- 2 ワーク・ライフ・バランスの取組状況 ※（ ）内は昨年の調査結果
  - 労働時間の短縮に向けた取組を実施している企業の割合60.9%（48.9%）
    - 取組内容 ①年次有給休暇の取得促進 58.7%（66.9%）
    - ②年次有給休暇の時間単位取得制度の活用 44.1%（－）
    - ③年次有給休暇の計画的付与制度の活用 37.5%（－）
  - 育児休業の取得率 女性96.4%、男性5.0%（女性95.9%、男性4.6%）
- 3 職場のメンタルヘルス対策の取組状況 ※〔 〕内は2016年の調査結果
  - 職場のメンタルヘルス対策に取り組んでいる企業の割合58.3%〔62.9%〕
    - 取組内容 ①ストレスチェックの実施 55.7%〔61.2%〕
    - ②労働者への教育研修・情報提供の実施 30.6%〔31.8%〕
    - ③管理監督者への教育研修・情報提供の実施 27.6%〔28.4%〕
  - ストレスチェック結果の所属単位ごとの分析を実施した企業の割合 74.0%〔51.6%〕

## 調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、県内の企業における労働時間などの労働条件等を把握し、労働関連施策の基礎資料とすることを目的として実施した。

### 2 調査対象

(1) 調査対象数 県内に本社（本店）のある法人及び個人企業から産業・企業規模別に無作為に抽出した 1,500 企業

(2) 産 業 日本標準産業分類による（農林漁業、鉱業等を除く。）

(3) 企業規模 常用労働者 10 人以上の民営企業

（注）「常用労働者」とは次の①又は②のいずれかに該当する者をいう。

①期間を定めずに、又は 1 か月を超える期間を定めて雇われている労働者

②1 か月以内の期間を定めて雇われている労働者又は日々雇われている労働者で、2019 年の 5 月及び 6 月の各月にそれぞれ 18 日以上雇用された者

### 3 調査時点

2019年7月31日現在

### 4 調査事項

(1) 労働時間・週休制・年次有給休暇

(2) ワーク・ライフ・バランス

(3) 職場のメンタルヘルス対策

### 5 調査方法

郵送調査

### 6 有効回答数 840 企業（有効回答率 56.0%）

産業別	企業数	構成比
調査計	840	100.0%
建設業	86	10.2%
製造業	241	28.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	13	1.5%
情報通信業	13	1.5%
運輸業、郵便業	52	6.2%
卸売業、小売業	171	20.4%
金融業、保険業	10	1.2%
不動産業、物品賃貸業	13	1.5%
宿泊業、飲食サービス業	49	5.8%
生活関連サービス業、娯楽業	19	2.3%
医療、福祉	83	9.9%
複合サービス事業、サービス業	90	10.7%

企業規模別	企業数	構成比
調査計	840	100.0%
10～29人	340	40.5%
30～49人	158	18.8%
50～99人	123	14.6%
100～299人	102	12.1%
300～999人	86	10.2%
1,000人以上	31	3.7%

### 7 利用上の注意

(1) 構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100.0 とならない。

(2) 統計表中、該当する数値が存在しない場合は「—」で表示し、該当する数値はあるが四捨五入して表章単位に満たない場合は「0.0」と表示した。

# 調 査 結 果

## 1 労働時間・週体制・年次有給休暇

### (1) 所定労働時間（第1表、第2表）

1日の所定労働時間は、1企業平均7時間47分（前年7時間48分）となっている。

また、週の所定労働時間は、1企業平均39時間18分（同39時間22分）となっており、企業規模別にみると、10～29人が39時間9分で最も短く、50～99人が39時間29分で最も長くなっている。

（注）「所定労働時間」とは就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を差し引いた労働時間。

**第1表 1日の所定労働時間（1企業平均）**

（単位：時間、分）

産業・企業規模		2019年	2018年
<b>調査計</b>		<b>7:47</b>	<b>7:48</b>
産業 分類	建設業	7:43	7:45
	製造業	7:51	7:50
	電気・ガス・熱供給・水道業	7:40	7:30
	情報通信業	7:53	7:52
	運輸業、郵便業	7:51	7:55
	卸売業、小売業	7:39	7:48
	金融業、保険業	7:50	7:41
	不動産業、物品賃貸業	7:55	7:43
	宿泊業、飲食サービス業	7:45	7:47
	生活関連サービス業、娯楽業	7:49	7:49
	医療、福祉	7:50	7:48
複合サービス事業、サービス業	7:47	7:39	
企業 規模	10～29人	7:42	7:44
	30～49人	7:47	7:50
	50～99人	7:51	7:51
	100～299人	7:52	7:50
	300～999人	7:52	7:46
1,000人以上	7:51	7:50	
全国	就労条件総合調査	7:46	7:46

**第2表 週の所定労働時間（1企業平均）**

（単位：時間、分）

産業・企業規模		2019年	2018年
<b>調査計</b>		<b>39:18</b>	<b>39:22</b>
産業 分類	建設業	39:51	39:53
	製造業	39:36	39:18
	電気・ガス・熱供給・水道業	39:04	38:18
	情報通信業	39:15	39:21
	運輸業、郵便業	40:14	39:52
	卸売業、小売業	38:23	39:28
	金融業、保険業	38:53	38:20
	不動産業、物品賃貸業	40:01	38:50
	宿泊業、飲食サービス業	39:26	39:04
	生活関連サービス業、娯楽業	39:52	39:59
	医療、福祉	38:40	39:22
複合サービス事業、サービス業	39:33	38:34	
企業 規模	10～29人	39:09	39:16
	30～49人	39:20	39:36
	50～99人	39:29	39:35
	100～299人	39:24	39:25
	300～999人	39:23	38:59
1,000人以上	39:23	39:04	
全国	就労条件総合調査	39:26	39:31

（注）厚生労働省「就労条件総合調査」の調査時点は1月1日で、調査対象は常用労働者30人以上を雇用する民間企業。以下、第6表まで同じ。

## (2) 変形労働時間制（第3表）

変形労働時間制を採用している企業は、61.5%（前年 61.9%）となっている。これを企業規模別にみると、1,000人以上が 83.9%で最も高く、10～29人が 49.7%と最も低くなっている。

変形労働時間制の種類別（複数回答）にみると、「1年単位の変形労働時間制」が 36.4%（同 34.0%）、「1か月単位の変形労働時間制」が 21.3%（同 17.6%）、「フレックスタイム制」が 8.7%（同 7.4%）となっている。

（注） 「変形労働時間制」とは、労使協定又は就業規則等において定めることにより、一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができる制度。

「変形労働時間制」には、「1年単位」、「1か月単位」、「フレックスタイム制」がある。

「フレックスタイム制」とは、就業規則等により制度を導入することを定めた上で、労使協定により、一定期間（1か月以内）を平均し、1週間当たりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において、その期間における総労働時間を定めた場合に、その範囲内で始業及び終業の時刻を労働者が決定することができる制度。

なお、小売業、旅館、料理・飲食店の事業で規模 30 人未満の事業場においては「1週間単位の非定型的変形労働時間制」という制度が認められており、労使協定を結ぶことにより1週間単位で毎日の労働時間を弾力的に定めることができることになっている。

第3表 変形労働時間制の採用の有無及び種類別採用企業割合

（単位：％）

年・産業・企業規模		全企業	変形労働時間制の種類（複数回答）			採用していない企業		
			採用している企業※	1年単位の変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制		フレックスタイム制	
<b>2019年 調査計</b>		<b>100.0</b>	<b>61.5</b>	<b>36.4</b>	<b>21.3</b>	<b>8.7</b>	<b>38.5</b>	
産 業 分 類	建設業	100.0	65.5	52.4	11.9	1.2	34.5	
	製造業	100.0	65.8	50.0	12.1	10.4	34.2	
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	61.5	30.8	38.5	15.4	38.5	
	情報通信業	100.0	46.2	7.7	-	38.5	53.8	
	運輸業、郵便業	100.0	75.0	50.0	25.0	9.6	25.0	
	卸売業、小売業	100.0	52.4	30.0	18.8	6.5	47.6	
	金融業、保険業	100.0	30.0	0.0	10.0	20.0	70.0	
	不動産業、物品賃貸業	100.0	76.9	30.8	30.8	7.7	23.1	
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	58.8	15.7	31.4	3.9	41.2	
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0	68.4	26.3	52.6	-	31.6	
	医療、福祉	100.0	57.6	15.3	41.2	7.1	42.4	
	複合サービス事業、サービス業	100.0	63.3	33.3	26.7	14.4	36.7	
企 業 規 模	10～29人	100.0	49.7	31.4	11.7	1.5	50.3	
	30～49人	100.0	55.3	35.2	17.0	0.8	44.7	
	50～99人	100.0	68.5	44.4	17.7	1.4	31.5	
	100～299人	100.0	77.7	44.7	32.0	1.7	22.3	
	300～999人	100.0	80.9	40.4	44.9	1.7	19.1	
	1,000人以上	100.0	83.9	25.8	58.1	1.5	16.1	
参 考	<b>2018年 調査計</b>	<b>100.0</b>	<b>61.9</b>	<b>34.0</b>	<b>17.6</b>	<b>7.4</b>	<b>38.1</b>	
	全 国	平成31年 就労条件総合調査	100.0	62.6	35.6	25.4	5.0	37.4
		平成30年 就労条件総合調査	100.0	60.2	35.3	22.3	5.6	39.8

（注）※には「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を採用している企業を含む。

(3) 週休制（第4表）

週休制の形態別適用労働者割合をみると、「何らかの週休2日制以上」が95.7%（前年95.3%）となっている。そのうち「完全週休2日制以上」が適用される労働者は76.4%（同73.5%）となっている。

第4表 週休制の形態別適用労働者割合

（単位：％）

年・産業・企業規模		労働者計	週休1日制 ・1日半制	何らかの 週休 2日制以上	完全週休2 日制より 休日日数 が実質的 に少ない 制度※	完全週休 2日制以上	
<b>2019年 調査計</b>		<b>100.0</b>	<b>4.3</b>	<b>95.7</b>	<b>19.3</b>	<b>76.4</b>	
産 業 分 類	建設業	100.0	5.3	94.7	29.8	64.9	
	製造業	100.0	4.6	95.4	18.8	76.6	
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	100.0	3.7	96.3	
	情報通信業	100.0	-	100.0	-	100.0	
	運輸業，郵便業	100.0	8.1	91.9	37.9	54.0	
	卸売業，小売業	100.0	6.9	93.1	27.8	65.4	
	金融業，保険業	100.0	-	100.0	-	100.0	
	不動産業，物品賃貸業	100.0	12.8	87.2	17.3	69.9	
	宿泊業，飲食サービス業	100.0	5.5	94.5	13.3	81.2	
	生活関連サービス業，娯楽業	100.0	3.8	96.2	43.4	52.8	
	医療，福祉	100.0	3.2	96.8	15.9	80.9	
	複合サービス事業，サービス業	100.0	3.0	97.0	24.2	72.8	
企 業 規 模	10～29人	100.0	14.4	85.6	31.6	54.0	
	30～49人	100.0	7.8	92.2	36.5	55.8	
	50～99人	100.0	9.6	90.4	29.0	61.4	
	100～299人	100.0	9.2	90.8	30.1	60.7	
	300～999人	100.0	4.0	96.0	14.0	82.0	
	1,000人以上	100.0	0.1	99.9	14.1	85.7	
参 考	<b>2018年 調査計</b>		<b>100.0</b>	<b>4.7</b>	<b>95.3</b>	<b>21.8</b>	<b>73.5</b>
	全	平成31年 就労条件総合調査	100.0	4.5	95.5	28.3	67.2
	国	平成30年 就労条件総合調査	100.0	4.4	95.5	27.1	68.4

(注)※月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休等をいう。

#### (4) 年間休日総数（第5表）

年間休日総数は1企業平均110.6日（前年109.6日）となっている。これを産業別にみると、「金融業, 保険業」が124.3日で最も多く、次いで「情報通信業」が123.7日となっている。企業規模別にみると、1,000人以上が116.2日で最も多く、30～49人が107.9日と最も少なくなっている。

第5表 年間休日総数（企業割合）

(単位：%)

年・産業・企業規模		1企業平均(日)	全企業	79日以下	80～89日	90～99日	100～109日	110～119日	120～129日	130日以上	
<b>2019年 調査計</b>		<b>110.6</b>	<b>100.0</b>	<b>4.5</b>	<b>6.4</b>	<b>8.0</b>	<b>32.8</b>	<b>23.6</b>	<b>23.0</b>	<b>1.7</b>	
産 業 分 類	建設業	106.9	100.0	2.4	16.7	13.1	34.5	16.7	15.5	1.2	
	製造業	113.4	100.0	0.4	4.2	6.3	31.7	35.0	20.8	1.7	
	電気・ガス・熱供給・水道業	114.0	100.0	—	7.7	7.7	30.8	7.7	46.2	—	
	情報通信業	123.7	100.0	—	—	—	—	15.4	84.6	—	
	運輸業, 郵便業	112.0	100.0	3.8	—	5.8	48.1	21.2	17.3	3.8	
	卸売業, 小売業	109.6	100.0	6.1	6.1	9.1	33.5	20.7	23.2	1.2	
	金融業, 保険業	124.3	100.0	—	—	—	—	10.0	90.0	—	
	不動産業, 物品賃貸業	113.2	100.0	—	—	8.3	50.0	8.3	33.3	—	
	宿泊業, 飲食サービス業	100.4	100.0	21.3	4.3	12.8	48.9	8.5	2.1	2.1	
	生活関連サービス業, 娯楽業	101.0	100.0	5.3	10.5	15.8	63.2	5.3	—	—	
	医療, 福祉	108.9	100.0	11.0	11.0	2.4	22.0	29.3	20.7	3.7	
	複合サービス事業, サービス業	112.0	100.0	2.2	5.6	10.0	25.6	20.0	35.6	1.1	
	企 業 規 模	10～29人	108.8	100.0	6.8	8.8	9.7	33.2	17.1	18.5	5.9
30～49人		107.9	100.0	4.4	7.6	12.0	32.9	24.7	17.1	1.3	
50～99人		111.3	100.0	4.9	4.1	3.3	33.3	30.1	23.6	0.8	
100～299人		113.3	100.0	—	4.9	6.9	31.4	30.4	22.5	3.9	
300～999人		115.8	100.0	1.2	1.2	3.5	24.4	29.1	39.5	1.2	
1,000人以上	116.2	100.0	—	—	—	38.7	16.1	45.2	—		
参 考	<b>2018年 調査計</b>		<b>109.6</b>	<b>100.0</b>	<b>4.2</b>	<b>5.3</b>	<b>6.8</b>	<b>31.0</b>	<b>25.6</b>	<b>24.8</b>	<b>2.3</b>
	全 国	平成31年 就労条件総合調査	108.9	100.0	4.9	5.7	8.6	32.8	18.7	27.5	1.8
		平成30年 就労条件総合調査	107.9	100.0	5.0	6.3	9.1	34.0	20.5	23.8	1.2

(5) 年次有給休暇の付与及び取得状況（第6表）

最近1年間に企業が新規付与した年次有給休暇日数は、労働者1人平均16.8日（前年17.3日）で、そのうち労働者が取得した日数は9.6日（同9.0日）、取得率は、57.3%（同52.0%）となっている。

取得率を産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が80.7%で最も高く、「宿泊業，飲食サービス業」が31.8%と最も低くなっている。取得率を企業規模別にみると、1,000人以上が63.4%で最も高く、10～29人が48.9%と最も低くなっている。

第6表 年次有給休暇の付与日数、取得状況（労働者1人平均）

年・産業・企業規模		新規付与 日数(日)	取得日数 (日)	取得率 (%)	
<b>2019年 調査計</b>		<b>16.8</b>	<b>9.6</b>	<b>57.3</b>	
産 業 分 類	建設業	18.0	10.7	59.2	
	製造業	17.4	10.8	62.5	
	電気・ガス・熱供給・水道業	19.7	15.9	80.7	
	情報通信業	18.6	14.6	78.6	
	運輸業，郵便業	17.6	8.5	48.4	
	卸売業，小売業	16.1	6.7	42.0	
	金融業，保険業	18.6	10.7	57.4	
	不動産業，物品賃貸業	20.9	8.9	42.7	
	宿泊業，飲食サービス業	13.7	4.4	31.8	
	生活関連サービス業，娯楽業	13.1	7.6	57.9	
	医療，福祉	14.4	8.7	60.4	
	複合サービス事業、サービス業	16.5	9.7	58.6	
企 業 規 模	10～29人	15.3	7.5	48.9	
	30～49人	15.5	7.8	50.5	
	50～99人	15.6	8.0	51.6	
	100～299人	16.6	8.7	52.3	
	300～999人	17.0	9.1	53.1	
	1,000人以上	17.2	10.9	63.4	
参 考	<b>2018年 調査計</b>		<b>17.3</b>	<b>9.0</b>	<b>52.0</b>
	全	平成31年 就労条件総合調査	18.0	9.4	52.4
	国	平成30年 就労条件総合調査	18.2	9.3	51.1

(注)「最近1年間」とは、企業において年休を付与する上で区切りとしている期間で、1暦年または1年度などである。

「取得率」は、集計対象となった労働者の新規付与日数計と取得日数計を用いて算出しているため、表中の取得日数を新規付与日数で除した数値とは必ずしも一致しない。

## 2 ワーク・ライフ・バランス

### (1) 労働時間の短縮に向けた取組（第7表）

労働時間の短縮に向けた取組を「実施している」企業が60.9%（前年48.9%）となっている。これを企業規模別にみると、1,000人以上が90.3%で最も高く、10～29人が45.9%と最も低くなっている。

第7表 労働時間の短縮に向けた取組状況（企業割合）

（単位：％）

年・産業・企業規模		全企業	実施している	計画・予定あり	未実施
<b>2019年 調査計</b>		<b>100.0</b>	<b>60.9</b>	<b>9.6</b>	<b>29.5</b>
産 業 分 類	建設業	100.0	61.2	8.2	30.6
	製造業	100.0	63.2	10.0	26.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	76.9	7.7	15.4
	情報通信業	100.0	61.5	—	38.5
	運輸業，郵便業	100.0	49.0	15.7	35.3
	卸売業，小売業	100.0	58.6	8.3	33.1
	金融業，保険業	100.0	80.0	—	20.0
	不動産業，物品賃貸業	100.0	76.9	—	23.1
	宿泊業，飲食サービス業	100.0	59.2	10.2	30.6
	生活関連サービス業，娯楽業	100.0	42.1	26.3	31.6
医療，福祉	100.0	62.7	8.4	28.9	
複合サービス事業，サービス業	100.0	62.1	10.3	27.6	
企 業 規 模	10～29人	100.0	45.9	11.1	42.9
	30～49人	100.0	52.9	8.9	38.2
	50～99人	100.0	71.2	12.8	16.0
	100～299人	100.0	78.8	9.1	12.1
	300～999人	100.0	87.2	3.5	9.3
	1,000人以上	100.0	90.3	3.2	6.5
参 考	<b>2018年 調査計</b>	<b>100.0</b>	<b>48.9</b>	<b>11.8</b>	<b>39.3</b>



## (2) 労働時間の短縮の取組内容（第8表）

労働時間の短縮の取組内容（複数回答）は、「年次有給休暇の取得促進」が58.7%（前年66.9%）、「年次有給休暇の時間単位取得制度の活用」が44.1%（前年未調査）、「年次有給休暇の計画的付与制度の活用」が37.5%（前年未調査）の順になっている。

第8表 労働時間の短縮の取組を実施している企業の取組内容（企業割合）

（単位：％）

労働時間の短縮の取組内容 （複数回答）	2019年調査	2018年調査
ノー残業デーの設定	29.8	38.3
週休日の増加	5.7	7.9
週休日以外の休日の増加	8.7	10.9
年次有給休暇の取得促進	58.7	66.9
年次有給休暇の計画的付与制度の活用	37.5	－
年次有給休暇の時間単位取得制度の活用	44.1	－
特別休暇制度の活用	24.7	23.1
所定労働時間の短縮	6.1	－
時間外労働時間の目標設定	21.1	34.5
短時間勤務制度の活用	18.8	20.2
在宅勤務制度の活用	3.6	2.5
変形労働時間制度の活用	29.8	29.7
その他	2.4	2.9

## (3) 育児休業の取得状況（第9表）

育児休業取得率は、「女性」が96.4%（前年95.9%）、「男性」が5.0%（同4.6%）となっている。

第9表 育児休業取得率の状況

（単位：％）

年		女性	男性
2019年調査		96.4	5.0
2018年調査		95.9	4.6
全	平成30年度 雇用均等基本調査	82.2	6.16
国	平成29年度 雇用均等基本調査	83.2	5.14

（注）厚生労働省「雇用均等基本調査」の調査時点は10月1日で、調査対象は常用労働者5人以上を雇用する民営事業所。

$$\text{育児休業取得率} = \frac{\text{出産した人のうち、調査時点までに育児休業を開始した人（開始予定の申出をしている人を含む）の数}}{\text{前年の調査時点までの1年間に出産した人（男性の場合は配偶者が出産した人）の数}} \times 100(\%)$$

### 3 職場のメンタルヘルス対策

#### (1) 職場のメンタルヘルス対策の取組状況（第10表）

メンタルヘルス対策に取り組んでいる企業の割合は58.3%（前回の2016年調査では62.9%）となっている。企業規模別にみると、1,000人以上が100.0%となっているが、規模が小さくなるにつれて、取り組んでいる割合は低くなっている。

取組内容は、「労働者のストレス状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）」が55.7%と最も高く、「労働者への教育研修・情報提供」が30.6%、「管理監督者への教育研修・情報提供」が27.6%と続いている。

取組内容のうち、2016年調査と比較して上昇した項目は、「行政が主催するセミナーへの参加、専門家派遣制度などを活用」で、2016年調査の3.8%から10.1ポイント上昇し、13.9%となっている。

第10表 メンタルヘルス対策の取組状況（企業割合）

年・産業・企業規模	全企業	メンタルヘルス対策に取り組んでいる	取組内容（複数回答）									
			衛生委員会等での調査審議	メンタルヘルス対策に関する計画の策定と実施	メンタルヘルス対策の実務を行う担当者への選任	労働者への教育研修・情報提供	管理監督者への教育研修・情報提供	事業所内の産業保健スタッフへの教育研修・情報提供	健康診断後の保健指導におけるメンタルヘルス対策の実施	労働者のストレス状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）		
<b>2019年 調査計</b>	<b>[100.0]</b>	<b>[58.3]</b>	<b>100.0</b>	<b>23.9</b>	<b>13.1</b>	<b>23.1</b>	<b>30.6</b>	<b>27.6</b>	<b>6.5</b>	<b>23.9</b>	<b>55.7</b>	
産業分類	建設業	[100.0]	[44.2]	100.0	18.4	15.8	21.1	34.2	26.3	2.6	26.3	57.9
	製造業	[100.0]	[63.5]	100.0	26.8	16.3	26.1	24.8	28.8	8.5	30.1	60.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	[100.0]	[76.9]	100.0	20.0	10.0	30.0	70.0	70.0	20.0	20.0	40.0
	情報通信業	[100.0]	[69.2]	100.0	55.6	33.3	44.4	44.4	44.4	22.2	22.2	77.8
	運輸業、郵便業	[100.0]	[65.4]	100.0	17.6	8.8	20.6	32.4	32.4	2.9	32.4	61.8
	卸売業、小売業	[100.0]	[48.0]	100.0	24.4	9.8	24.4	25.6	25.6	6.1	19.5	51.2
	金融業、保険業	[100.0]	[80.0]	100.0	62.5	25.0	37.5	50.0	25.0	25.0	12.5	87.5
	不動産業、物品賃貸業	[100.0]	[69.2]	100.0	11.1	22.2	22.2	55.6	44.4	11.1	33.3	55.6
	宿泊業、飲食サービス業	[100.0]	[42.9]	100.0	19.0	9.5	9.5	23.8	19.0	—	23.8	47.6
	生活関連サービス業、娯楽業	[100.0]	[36.8]	100.0	28.6	—	—	28.6	42.9	—	14.3	42.9
	医療、福祉	[100.0]	[65.1]	100.0	16.7	5.6	24.1	33.3	20.4	7.4	16.7	46.3
複合サービス事業、サービス業	[100.0]	[72.2]	100.0	23.1	13.8	16.9	33.8	21.5	1.5	16.9	53.8	
企業規模	10～29人	[100.0]	[36.2]	100.0	5.7	4.1	7.3	31.7	10.6	—	19.5	15.4
	30～49人	[100.0]	[44.3]	100.0	11.4	5.7	11.4	28.6	25.7	—	20.0	20.0
	50～99人	[100.0]	[79.7]	100.0	24.5	9.2	19.4	32.7	21.4	4.1	23.5	63.3
	100～299人	[100.0]	[86.3]	100.0	31.8	15.9	36.4	19.3	28.4	2.3	20.5	85.2
	300～999人	[100.0]	[93.0]	100.0	36.3	22.5	32.5	33.8	51.3	16.3	30.0	91.3
1,000人以上	[100.0]	[100.0]	100.0	67.7	45.2	61.3	48.4	54.8	41.9	45.2	96.8	
参考	<b>2016年 調査計</b>	<b>[100.0]</b>	<b>[62.9]</b>	<b>100.0</b>	<b>29.0</b>	<b>19.2</b>	<b>29.6</b>	<b>31.8</b>	<b>28.4</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>61.2</b>
	全国 平成30年 労働安全衛生調査	[100.0]	[59.2]	100.0	29.6	19.8	36.2	56.3	31.9	13.0	36.3	62.9
	平成29年 労働安全衛生調査	[100.0]	[58.4]	100.0	27.2	18.6	27.5	40.6	33.7	14.9	34.8	64.3

（単位：％）

年・産業・企業規模	取組内容（複数回答）										取り組んでいない	無回答
	職場環境等の評価及び改善	職場復帰支援プログラム（策定を含む）	社内メンタルヘルス対策相談窓口の設置	行政参加・主催するセミナーなどを活用	地域保健総合支援センターを活用した対策の実施	産業保健総合支援センターを活用した対策の実施	医療機関を活用した対策の実施	他の外部機関を活用した対策の実施	その他			
<b>2019年 調査計</b>	<b>19.2</b>	<b>15.5</b>	<b>24.3</b>	<b>13.9</b>	<b>3.3</b>	<b>1.4</b>	<b>11.2</b>	<b>10.6</b>	<b>4.5</b>	<b>[40.0]</b>	<b>[1.7]</b>	
産業分類	建設業	26.3	18.4	23.7	21.1	5.3	—	13.2	2.6	2.6	[51.2]	[4.7]
	製造業	24.2	16.3	20.9	15.0	5.9	2.6	11.8	13.1	3.3	[35.3]	[1.2]
	電気・ガス・熱供給・水道業	20.0	30.0	30.0	20.0	—	—	20.0	10.0	—	[23.1]	—
	情報通信業	33.3	33.3	55.6	22.2	11.1	22.2	22.2	44.4	22.2	[30.8]	—
	運輸業、郵便業	11.8	5.9	20.6	14.7	—	—	8.8	5.9	2.9	[34.6]	—
	卸売業、小売業	11.0	17.1	31.7	13.4	1.2	—	6.1	13.4	7.3	[50.3]	[1.8]
	金融業、保険業	12.5	37.5	37.5	—	—	—	—	12.5	—	[20.0]	—
	不動産業、物品賃貸業	22.2	11.1	22.2	22.2	11.1	—	22.2	11.1	—	[30.8]	—
	宿泊業、飲食サービス業	19.0	14.3	19.0	4.8	4.8	—	4.8	14.3	—	[55.1]	[2.0]
	生活関連サービス業、娯楽業	—	—	14.3	—	—	—	28.6	—	—	[63.2]	—
	医療、福祉	18.5	20.4	24.1	13.0	—	—	16.7	7.4	9.3	[33.7]	[1.2]
複合サービス事業、サービス業	18.5	6.2	21.5	10.8	1.5	1.5	9.2	6.2	3.1	[25.6]	[2.2]	
企業規模	10～29人	22.8	4.9	8.9	8.1	3.3	—	8.1	5.7	10.6	[61.2]	[2.6]
	30～49人	17.1	5.7	17.1	10.0	2.9	2.9	12.9	8.6	4.3	[54.4]	[1.3]
	50～99人	15.3	10.2	22.4	12.2	2.0	—	7.1	8.2	3.1	[18.7]	[1.6]
	100～299人	11.4	13.6	22.7	14.8	—	—	3.4	8.0	—	[12.7]	[1.0]
	300～999人	20.0	30.0	42.5	23.8	7.5	3.8	17.5	18.8	—	[7.0]	—
1,000人以上	41.9	64.5	64.5	22.6	6.5	6.5	38.7	29.0	9.7	—	—	
参考	<b>2016年 調査計</b>	<b>22.1</b>	<b>15.7</b>	<b>26.7</b>	<b>3.8</b>	<b>—</b>	<b>5.5</b>	<b>14.5</b>	<b>12.8</b>	<b>5.5</b>	<b>[37.1]</b>	<b>—</b>
	全国 平成30年 労働安全衛生調査	32.4	22.5	42.5	—	5.1	4.4	16.6	15.4	3.4	(※)	(※)
	平成29年 労働安全衛生調査	33.1	18.9	39.4	—	4.8	4.0	12.6	14.3	4.6	[39.2]	[2.5]

（注）厚生労働省「労働安全衛生調査」の調査時点は10月31日で、調査対象は常用労働者10人以上を雇用する民営事業所。以下、第13表まで同じ。

（注）取組内容（複数回答）について、2019年調査は選択項目を一部追加。

（※）現時点では非公表。

(2) 職場のメンタルヘルス対策に取り組んでいない理由（第11表）

職場のメンタルヘルス対策に取り組んでいない理由をみると、「必要性を感じない」が37.8%と最も高く、次いで「専門のスタッフがいない」が34.8%となっている。

2016年調査と比較すると、「必要性を感じない」が7.4ポイント、「取り組み方が分からない」が1.6ポイント、「経費がかかる」が1.3ポイント、それぞれ低下した一方で、「専門のスタッフがいない」が4.8ポイント、「労働者の関心がない」が2.0ポイント上昇している。

第11表 職場のメンタルヘルス対策に取り組んでいない理由（企業割合） （単位：％）

年・企業規模		取り組んでいない	取り組んでいない理由（複数回答）					その他
			取り組み方が分からない	経費がかかる	労働者の関心がない	専門のスタッフがいない	必要性を感じない	
<b>2019年 調査計</b>		<b>40.0 (100.0)</b>	<b>31.5</b>	<b>9.8</b>	<b>21.4</b>	<b>34.8</b>	<b>37.8</b>	<b>14.6</b>
企業規模	10～29人	61.2 (100.0)	29.8	8.7	21.6	30.3	40.4	14.9
	30～49人	54.4 (100.0)	36.0	9.3	20.9	40.7	39.5	10.5
	50～99人	18.7 (100.0)	43.5	17.4	4.3	47.8	17.4	21.7
	100～299人	12.7 (100.0)	7.7	7.7	46.2	38.5	30.8	15.4
	300～999人	7.0 (100.0)	33.3	33.3	33.3	50.0	16.7	33.3
	1,000人以上	— (—)	—	—	—	—	—	—
<b>2016年 調査計</b>		<b>37.1 (100.0)</b>	<b>33.1</b>	<b>11.1</b>	<b>19.4</b>	<b>30.0</b>	<b>45.2</b>	<b>10.6</b>
企業規模	10～29人	68.1 (100.0)	31.2	9.6	20.6	25.7	48.6	9.2
	30～49人	49.7 (100.0)	36.1	12.4	19.6	28.9	46.4	14.4
	50～99人	23.4 (100.0)	36.2	10.6	14.9	40.4	36.2	8.5
	100～299人	10.4 (100.0)	41.2	17.6	17.6	47.1	35.3	5.9
	300～999人	5.3 (100.0)	14.3	28.6	14.3	71.4	14.3	28.6
	1,000人以上	3.2 (100.0)	—	—	—	—	—	—

(3) ストレスチェックについて (第12表)

職場のメンタルヘルス対策を行っている企業のうち、「労働者のストレス状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)」を行った企業のうち、ストレスチェック結果の所属単位ごとの分析を実施した割合は74.0%で、分析結果の活用方法としては、「衛生委員会等で審議」(33.7%)が最も高く、次いで「人員体制・組織の見直し」(15.8%)となっている。

一方で、ストレスチェック結果の所属単位ごとの分析を実施していない割合は25.6%で、その理由として「時間的余裕がない」(35.7%)が最も高く、続いて「必要性を感じない」(32.9%)、「分析の方法がわからない」(17.1%)となっている。

第12表 ストレスチェック結果の所属単位ごとの分析の有無及び結果活用(企業割合)

年・産業・企業規模	全企業	属 ス ト レ ス チ ェ ッ ク 結 果 の 分 析 を 実 施 し た 所	分析結果の活用(複数回答)							
			業 務 配 分 の 見 直 し	人 員 体 制 ・ 組 織 の 見 直 し	管 理 監 督 者 向 け の 研 修 の 実 施	衛 生 委 員 会 等 で 審 議	そ の 他	特 に 活 用 は し て い な い		
<b>2019年 調査計</b>	<b>[100.0]</b>	<b>[74.0]</b>	<b>100.0</b>	<b>12.9</b>	<b>15.8</b>	<b>11.9</b>	<b>33.7</b>	<b>12.9</b>	<b>34.7</b>	
産 業 分 類	建設業	[100.0]	[90.9]	100.0	10.0	—	—	35.0	25.0	35.0
	製造業	[100.0]	[68.5]	100.0	19.0	17.5	12.7	31.7	9.5	42.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	[100.0]	[100.0]	100.0	25.0	25.0	25.0	50.0	—	—
	情報通信業	[100.0]	[85.7]	100.0	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	—
	運輸業、郵便業	[100.0]	[81.0]	100.0	0.0	11.8	17.6	23.5	23.5	35.3
	卸売業、小売業	[100.0]	[64.3]	100.0	7.4	25.9	11.1	40.7	14.8	22.2
	金融業、保険業	[100.0]	[85.7]	100.0	—	—	16.7	66.7	—	33.3
	不動産業、物品賃貸業	[100.0]	[60.0]	100.0	—	—	33.3	33.3	33.3	—
	宿泊業、飲食サービス業	[100.0]	[70.0]	100.0	14.3	—	—	57.1	—	14.3
	生活関連サービス業、娯楽業	[100.0]	[33.3]	100.0	—	100.0	—	—	—	—
企 業 規 模	医療、福祉	[100.0]	[72.0]	100.0	5.6	22.2	5.6	38.9	16.7	38.9
	複合サービス事業、サービス業	[100.0]	[85.7]	100.0	16.7	13.3	13.3	20.0	3.3	46.7
	10~29人	[100.0]	[57.9]	100.0	45.5	27.3	9.1	9.1	18.2	45.5
	30~49人	[100.0]	[50.0]	100.0	14.3	28.6	14.3	14.3	28.6	28.6
	50~99人	[100.0]	[77.4]	100.0	14.6	10.4	4.2	37.5	6.3	37.5
参 考	100~299人	[100.0]	[70.7]	100.0	9.4	15.1	7.5	26.4	9.4	43.4
	300~999人	[100.0]	[80.8]	100.0	10.2	18.6	16.9	39.0	13.6	30.5
	1,000人以上	[100.0]	[80.0]	100.0	8.3	12.5	25.0	45.8	25.0	16.7
	<b>2016年 調査計</b>	<b>[100.0]</b>	<b>[51.6]</b>	<b>100.0</b>	<b>11.6</b>	<b>14.5</b>	<b>12.1</b>	<b>44.9</b>	<b>12.1</b>	<b>24.2</b>
全 国	平成30年 労働安全衛生調査	[100.0]	[73.3]	100.0	26.8	28.8	20.6	38.1	139.5	16.4
	平成29年 労働安全衛生調査	[100.0]	[58.3]	100.0	22.0	26.2	22.8	47.9	25.0	27.1

(単位：%)

年・産業・企業規模	実施していない	分析していない理由(複数回答)							その他	無回答
		分 析 の 方 法 が わ か ら な い	経 費 が か か る	時 間 的 余 裕 が な い	必 要 性 を 感 じ な い	分 析 で き る こ と を 知 ら な か つ た	結 果 提 供 に 労 働 者 が 同 意 し て い な い			
<b>2019年 調査計</b>	<b>[25.6]</b>	<b>100.0</b>	<b>17.1</b>	<b>14.3</b>	<b>35.7</b>	<b>32.9</b>	<b>10.0</b>	<b>12.9</b>	<b>28.6</b>	<b>[0.4]</b>
産 業 分 類	建設業	[9.1]	100.0	—	50.0	50.0	100.0	—	—	50.0
	製造業	[30.4]	100.0	17.9	7.1	28.6	42.9	7.1	14.3	39.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	情報通信業	[14.3]	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—
	運輸業、郵便業	[19.0]	100.0	25.0	25.0	100.0	25.0	—	25.0	—
	卸売業、小売業	[35.7]	100.0	26.7	20.0	33.3	26.7	26.7	6.7	26.7
	金融業、保険業	[14.3]	100.0	—	—	—	—	—	—	—
	不動産業、物品賃貸業	[40.0]	100.0	—	—	—	50.0	—	—	50.0
	宿泊業、飲食サービス業	[30.0]	100.0	—	—	33.3	—	—	66.7	33.3
	生活関連サービス業、娯楽業	[66.7]	100.0	—	50.0	50.0	—	—	—	—
企 業 規 模	医療、福祉	[28.0]	100.0	—	—	57.1	28.6	14.3	14.3	—
	複合サービス事業、サービス業	[14.3]	100.0	20.0	20.0	—	20.0	—	—	40.0
	10~29人	[42.1]	100.0	50.0	12.5	75.0	50.0	25.0	12.5	25.0
	30~49人	[50.0]	100.0	14.3	14.3	42.9	14.3	—	28.6	57.1
	50~99人	[22.6]	100.0	14.3	7.1	21.4	35.7	14.3	21.4	21.4
参 考	100~299人	[28.0]	100.0	14.3	23.8	33.3	42.9	14.3	9.5	23.8
	300~999人	[19.2]	100.0	7.1	7.1	42.9	14.3	—	—	35.7
	1,000人以上	[20.0]	100.0	16.7	16.7	—	33.3	—	16.7	16.7
	<b>2016年 調査計</b>	<b>[48.4]</b>	<b>100.0</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>[0.0]</b>
全 国	平成30年 労働安全衛生調査	[24.9]	100.0	—	—	—	—	—	—	[1.8]
	平成29年 労働安全衛生調査	[39.6]	100.0	—	—	—	—	—	—	[2.0]

※2016年調査及び労働安全衛生調査では、分析を実施していない理由について、調査していない。

(4) メンタルヘルスの不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者の割合（第13表）

過去1年間（2018年8月1日から2019年7月31日まで）に、メンタルの不調により連続1ヶ月以上休業又は退職した労働者の割合は0.6%となっている。産業別にみると、「情報通信業」が1.9%と最も高く、続いて「電気・ガス・熱供給・水道業」が1.0%、「運輸業、郵便業」が0.8%となっている。

第13表 過去1年間にメンタルヘルスの不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者の割合

(単位：%)

産業・企業規模	2019年 調査	2016年 調査計	全国 平成29年 労働安全衛生調査		
	連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者	連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者	連続して1か月以上休業した労働者	退職した労働者	
<b>調査計</b>	<b>0.6</b>	<b>0.4</b>	0.4	0.3	
産業分類	建設業	0.5	0.3	0.4	0.3
	製造業	0.7	0.5	0.5	0.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	1.0	0.3	0.9	0.1
	情報通信業	1.9	2.2	1.2	0.3
	運輸業、郵便業	0.8	0.4	0.3	0.5
	卸売業、小売業	0.3	0.3	0.4	0.3
	金融業、保険業	0.7	0.8	1.2	0.3
	不動産業、物品賃貸業	0.6	0.2	0.4	0.3
	宿泊業、飲食サービス業	0.2	0.0	0.3	0.2
	生活関連サービス業、娯楽業	0.6	0.3	0.2	0.3
	医療、福祉	0.7	0.5	0.4	0.3
	複合サービス事業、サービス業	0.4	0.4	複合サービス事業 サービス業 0.3	複合サービス事業 サービス業 0.4
	企業規模	10～29人	0.5	0.3	0.4
30～49人		0.5	0.3	0.3	0.3
50～99人		0.5	0.3	0.3	0.3
100～299人		0.4	0.4	0.5	0.2
300～999人		0.5	0.5	300～499人 0.6 500～999人 0.6	300～499人 0.2 500～999人 0.2
1,000人以上		0.7	0.4	0.8	0.2